

佐賀市ゼロカーボン推進事業費補助金交付要綱
(太陽光発電設備・蓄電池設備)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるゼロカーボンシティの実現のため、市民や事業者が実施する脱炭素に向けた取組に要する経費の一部について予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 脱炭素化推進設備等 太陽光発電設備及び蓄電池をいう。
- (2) 太陽光発電設備 太陽光エネルギーを直接電気に変換する機器及び変換された電気を住宅等に供給するために必要な機器により構成される設備をいう。
- (3) 蓄電池設備 戸建住宅用太陽光発電設備と常時接続し、電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される設備で、電力を供給するために設置するシステムをいう。

(補助金の内容)

第3条 補助金の内容は、次に掲げるとおりとし、各補助金に係る補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助額又は補助率、補助金の交付申請時の添付書類その他の交付要件は、それぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備設置事業補助金 別表第1
- (2) 蓄電池設置事業補助金 別表第2

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める募集期間内に、次の各号に掲げる補助対象事業に応じ当該各号に定める交付申請書兼実績報告書及び必要書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電設備設置事業補助金 様式第1号
- (2) 蓄電池設置事業補助金 様式第2号
- (3) 設備工事に係る請負契約書の写し等

※ハウスメーカー等で太陽光発電設備や蓄電池設置費用を含んだ建築工事請負契約を締結しており、個別の請負契約書がない方は【建築工事請負契約書】および設置に係る金額の分かる【内訳書】を添付

- (4) 設備を導入する建物の位置図
- (5) 設備の設置箇所が分かる平面図
- (6) 設備の設置後のカラー写真

- (7) 設備の技術仕様が確認できる製品仕様書等
- (8) 市町村民税の滞納がないことの証明書（市税の納付状況について市が確認されることに同意されない場合、申請時点の直前の1月1日時点で佐賀市に所在のない場合）
- (9) 誓約書 様式第3号
- (10) 補助金交付請求書 様式第6号
- (11) 補助金の振込先となる口座名義及び口座番号を証する書類（通帳の写し等）

（交付の決定及び確定）

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を佐賀市ゼロカーボン推進事業費補助金等交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付することが不適当と認めるときは、佐賀市ゼロカーボン推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 補助金等は、前条第2項の規定により確定した額を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、佐賀市ゼロカーボン推進事業費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第7条 第5条第2項の通知を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助事業等により取得した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を市に納入したとき、又は処分制限期間を経過したときはこの限りでない。

2 前項で定める処分制限期間は別表第3のとおりとする。

3 補助事業者等は、処分制限期間内において処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第7号）に処分する理由がわかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、正当な理由があると認めるときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請をした者に対し財産処分承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 補助事業者等は、前条の処分を行ったとき（補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を市に納入したとき及び処分制限期間を経過したときを除く。）又は規則第15条第1項に規定する取消しを受けた時は、既に交付された補助金の全部又は一部を市長が別に定める期日までに返還しなければならない。この場合において、返還しなければならない

ない補助金の額は、市長がその都度定める。ただし、その取得財産の処分が本人の責めに帰さない事由によるものとして次の各号に該当するときは、市長は補助金の返還を求めないものとする。

- (1) 災害等により財産処分したとき
- (2) その他市長が特に認めるとき

(報告事項)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者等に対し脱炭素化推進設備等の使用状況等の報告を求めることができる。

(協力事項)

第10条 補助事業者等は、災害時等には市長から連絡することを承諾し、可能な限り市の活動に協力するものとする。

2 補助事業者等は、市が行う使用状況等に関する調査に協力するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

この要綱は、令和7年4月22日から施行する。

この要綱は、令和8年4月22日から施行する。

別表第1（第3条関係）

太陽光発電設備設置事業

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申請の日において、佐賀市内の自らが居住する（居住予定含む）住宅敷地内に太陽光発電設備を設置した者であること。</p> <p>(2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(3) 市町村民税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用している者</p> <p>キ アからカまでのいずれかに該当する者が事業者の経営に実質的に関与している者</p> <p>(5) 佐賀市 SAGA ゼロカーボン加速化事業補助金の交付を受けた者が同一世帯内（自らを含む）にいないこと。</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行った太陽光発電設備の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 交付決定を受けようとする年度の4月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間において設置されたものであること。</p> <p>(2) 自らが居住する（居住予定含む）住宅敷地内に設置されたものであること。</p> <p>(3) ハウスメーカーや設置工事業者等（事業所を有する法人および事業所または事務所を有する事業主）と工事請負契約を締結して設置する者</p> <p>(4) 設置された太陽公発電設備は新品（未使用品）であり土地または住宅などに定着していること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。</p>
補助額	1住宅につき50,000円
その他の交付要件	補助金の申請は一申請者につき、1住宅に限りできるものとする。

別表第2（第3条関係）

蓄電池設置事業

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申請の日において、佐賀市内の自らが居住する（居住予定含む）住宅敷地内に蓄電池を設置した者であること。</p> <p>(2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(3) 市町村民税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用している者</p> <p>キ アからカまでのいずれかに該当する者が事業者の経営に実質的に関与している者</p> <p>(5) 佐賀市 SAGA ゼロカーボン加速化事業補助金の交付を受けた者が同一世帯内（自らを含む）にいないこと。</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行った蓄電池の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 交付決定を受けようとする年度の4月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間において設置されたものであること。</p> <p>(2) 自らが居住する（居住予定含む）戸建住宅の敷地内に設置されていること。</p> <p>(3) 蓄電池が設置された戸建住宅の敷地内に、太陽光発電設備が設置されていること。</p> <p>(4) ハウスメーカーや設置工事業者等（事業所を有する法人および事業所または事務所を有する事業主）と工事請負契約を締結して設置すること</p> <p>(5) 設置された蓄電池は新品（未使用品）であること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。</p>
補助額	1住宅につき100,000円
その他の交付要件	補助金の申請は一申請者につき、1住宅に限りできるものとする。

別表第3（第7条関係）

設備の種類	財産処分制限期間
太陽光発電設備	17年
蓄電池	6年